

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 十善会
事業者の所在地	長崎県長崎市淵町 20 番 5号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 笠 伸年
電話番号	095-864-0085

2 ご利用の事業所

事業所の名称	十善会訪問看護ステーション
事業所の所在地	長崎県長崎市淵町 20 番 5 号 十善会在宅総合支援センター内
管理者の氏名	梶原 優子
電話番号	095-801-2620
FAX 番号	095-801-2639
指定事業所番号	4260190030

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	病気や障害等により療養上の世話や診療の補助が必要な状態にある利用者に対し、自宅を訪問して看護を行い、心身の機能の維持・回復を図り、安心して療養生活が継続できるよう支援することを目的とします。
運営の方針	1 利用者やご家族が、住み慣れた家で、安全に・安心して・質の高い日常生活を過ごすことができるよう支援します。 2 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター又は介護予防支援事業者が作成するケアプランに沿って当事業所が作成する訪問看護計画に基づき、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業所と密接な連携を図り、(要支援状態にある高齢者等の場合は、現状の維持又は改善及び要介護状態の予防等介護予防の観点から)、多様なサービスを組み合わせた総合的なサービスの提供に努めます。

4 職員の体制

従業者の職種	資格	常勤(兼務)	非常勤(兼務)
管理者	看護師	1名(1名)	
サービス担当者	看護師	5名(1名)	
	作業療法士	1名	
その他の職員			

5 事業の実施地域

長崎市の一部（平成 17 年 1 月 4 日合併直前の旧長崎市内）

6 営業日及び営業時間

月曜日 ～ 金曜日	8:30 ～ 17:30
土曜日・日曜日・祝日	お休みさせていただきます
年末・年始休日	12月30日～1月3日

連絡体制
電話等により、常時
24 時間連絡・対応が
可能です。

7 サービスの内容

- ・病状・障害の観察、健康管理
- ・療養、看護・介護方法の指導及び家族介護者等の支援
- ・食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア
- ・ターミナルケア

- ・リハビリテーション
- ・認知症や精神疾患の方の看護
- ・褥瘡や創傷の処置
- ・カテーテルなど医療機器の管理
- ・医師の指示による医療処置
- ・保健・福祉サービスなどの活用支援

- ・理学療法士等による訪問看護は、通所リハビリのみでは家屋内における ADL の自立が困難である場合に行います。又、その訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに行う訪問となります。

8 利用料

- 1) 基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。利用者は、十善会訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。
- 2) 介護保険料の滞納などにより、法定代理受領又は受託事業が利用できない場合があります。その場合は、一旦上記の利用料を頂き、サービス提供証明書を発行します。利用者は、サービス提供証明書を利用者の住所地を管轄する市町村の介護保険担当窓口に提出することにより、差額の払い戻しを受けることができます。

9 緊急時における対応方法

- 1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 2) 看護師等は、上記 1) について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します

10 サービスの利用方法

- 1) サービスの利用開始
お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の担当者がお伺いします。
- 2) サービスの終了
 - ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
1 週間以上の予告期間をもってお申し出くだされば、いつでも終了できます。
ただし、文書によるお申し出の場合に限り、いつでも終了できます。

- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がありますが、この場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知します。なお、この場合は、担当の居宅介護支援事業者・地域包括支援センター又は介護予防支援事業者を通して他のサービス事業者を紹介して頂きます。
- ③ 自動的に終了する場合
 - ・利用者が介護保険施設に入所又は入院された場合
 - ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者が死亡された場合
 - ・事業者が介護保険事業の指定を取り消された場合又は破産した場合
- ④ その他
利用者又はそのご家族が当事業者又は当事業者の従業者に対し、サービスの提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスの提供を終了させて頂く場合があります

11 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための措置

- 1) 利用者様の尊厳を重視するという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
- 2) 虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
- 3) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修を実施するものとします。
- 4) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たす時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるよう努めるとともに、適切に記録します。
 - ①切迫性：利用者様本人または他の利用者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
- 5) 虐待防止および身体拘束等の適正化に関する責任者を選定しています。

12 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 サービス内容に関する苦情

苦情等に対応する窓口・担当者を別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」のとおり常設し、円滑かつ迅速に対応します。

14 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、別紙「事故発生時対応マニュアル」に基づき、迅速に対応します。